

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2017/6/23号 (No. 253)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. 国家版權局周慧琳副局長、WIPO フォルビン事務局次長と会談(国家版權局公式サイト 2017年6月21日)
2. 商標評審委員会、行政再議活動を推進、昨年974件結審(工商総局公式サイト 2017年6月20日)
3. SIPO 何志敏副局長、在中国米国商工会議所 Beebe 会頭と会談(国家知識産権網 2017年6月16日)
4. 工商総局、「一帯一路」における権利侵害・模倣品摘発に重点を(中国打撃侵權工作網 2017年6月16日)

○ 統計関連

1. グローバル・イノベーション・インデックス2017、中国22位(国家知識産権網 2017年6月16日)

○ その他知財関連

1. 工商総局の商標登録出願受付窓口、第3陣20ヶ所運用開始(工商総局公式サイト 2017年6月21日)
2. QBPCが2016～2017年度知的財産権保護優良事例を発表(中国打撃侵權工作網 2017年6月19日)
3. 国家版權局と英国知的財産庁、デジタル環境下の著作権保護を討議(中国新聞出版広電網 2017年6月15日)

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家版權局周慧琳副局長、WIPO フォルビン事務局次長と会談★★★

6月19日、国家版權局の周慧琳副局長が世界知的所有権機関(WIPO)のシルヴィ・フォルビン(Sylvie Forbin)事務局次長と上海で会談を行った。フォルビン事務局次長は「創作者権利保護、文化・映画産業発展著作権フォーラム」に出席するために上海を訪れた。周副局長とフォルビン事務局次長は、「視聴覚的実演に関する北京条約」の早期発効、「一帯一路」枠組みにおける著作権協力の強化などをめぐって意見を交わした。

周副局長は、中国全人代常務委員会が現在実施している著作権法に関する調査活動の進捗状況を紹介し、中国の著作権活動をWIPOが引き続き支援するよう望むと期待を示した。フォルビン事務局次長は、中国との著作権分野における緊密な協力を非常に重視しているとし、今後も引き続き意思疎通、協力を深め、国際著作権システムの整備を共に推し進めていきたいと語った。

(出典：国家版權局公式サイト 2017年6月21日)

★★★2. 商標評審委員会、行政再議活動を推進、昨年974件結審★★★

国家工商行政管理総局・商標評審委員会が商標行政再議による監視、救済の活用、商標再議活動制度の改善に取り組んでいる。昨年、同委員会は行政再議申請849件を受理し、974件を結審した。商標登録手続きに関する争議の主要な解決手段としての行政再議活動の役割を生かし、商標の保護、サービス水準を効果的に高めている。

昨年結審した 974 件の中で、行政決定維持が 346 件、申立人の取り下げたものが 460 件、行政決定撤回が 28 件、行政決定変更が 1 件、申立拒絶が 20 件、不受理が 59 件、申立放棄が 60 件となっている。

商標評審委員会は昨年、補正手続きなどを改善し、再議活動の規範化レベルを大幅に高め、申立人に評価されている。また、同委員会は裁判所と積極的に意思疎通を行い、審理活動の質、効率を高めるよう努めている。昨年に結審した再議案件の中で、起訴されたものは 13 件で、前年より 63.9%と大幅に減少した。

(出典：工商総局公式サイト 2017 年 6 月 20 日)

★★★3. SIPO 何志敏副局長、在中国米国商工会議所 Beebe 会頭と会談★★★

6 月 15 日、在中国米国商工会議所の Alan Beebe 会頭一行らが、国家知識産権局 (SIPO) を訪れ、何志敏副局長と会談を行った。

双方は、中国の専利法改正作業の進捗状況、展示会における行政法執行活動、知的財産権国際協力などのテーマをめぐって討議を交わした。何副局長は、開放的な姿勢を以て米国の各方面の方々との交流を進めたいとし、在中国米国商工会議所とは意思疎通と相互理解を深め、両国の知的財産権分野における交流、協力を共に促進することを望むと語った。Beebe 会頭は、ここ数年、中国が知的財産権活動で取得した実績を評価した後、相互信頼を深め、協力深化によりウィンウィンを実現したいと表明した。

(出典：国家知識産権網 2017 年 6 月 16 日)

★★★4. 工商総局、「一帯一路」における権利侵害・模倣品摘発に重点を★★★

国家工商行政管理総局がこのほど、「知的財産権侵害と模倣品・劣悪商品の製造販売摘発における活動要点」を發布した。国産品の海外におけるイメージを守る「清風」行動を推進し、特に「一帯一路」沿線国、地域に重点を置き、部門間の協働を強化して国境を跨ぐ知的財産権侵害・模倣品などを厳しく取り締まるよう求めている。

また、中国企業の海外進出を後押しするために、工商総局は今年、海外における中国企業の商標保護関連情報を収集するシステムを整備し、その権利保護活動への支援を一段と強化することとしている。

国内では依然としてインターネット分野の法執行に重点を置いて、ネット市場監視管理の特別行動を実施することとしている。さらに、権利侵害企業の違法コストを高めることを狙い、行政処罰事件の関連情報を 100%公開しなければならないと明確にした。

(出典：中国打撃侵権工作網 2017 年 6 月 16 日)

○ 統計関連

★★★1. グローバル・イノベーション・インデックス 2017、中国 22 位★★★

6 月 15 日、世界知的所有権機関 (WIPO) と米コーネル大学、フランスのインシアードは共同で、「グローバル・イノベーション・インデックス (THE GLOBAL INNOVATION INDEX) 2017」を公表した。中国は、2016 年度には中所得国として初めてトップ 25 にランクインしたのに続き、今年は 3 つ順位を上げて 22 位となった。

1 位は昨年に続いてスイスで、2 位から 15 位は順に、スウェーデン、オランダ、アメリカ、イギリス、デンマーク、シンガポール、フィンランド、ドイツ、アイルランド、韓国、ルクセンブルク、アイスランド、日本とフランスである。

このランキングは、研究開発投資、特許出願数、科学技術論文数などの 81 項目から、世界 127 カ国・地域の技術イノベーション力を点数化して、毎年作成している。中国は 2016 年に比べて、順位が

3つ上がり、イノベーション指数総合評価 52.5 ポイントで 22 位になった。5 年連続で中所得国のトップになり、高所得のエコノミーとの距離が徐々に縮まっている。

(出典：国家知識産権網 2017 年 6 月 16 日)

http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2017/201706/t20170616_1312120.html

○ その他知財関連

★★★1. 工商総局の商標登録出願受付窓口、第 3 陣 20 ヶ所運用開始★★★

6 月 20 日、国家工商行政管理総局が設置した商標登録出願受付窓口の第 3 陣 20 ヶ所が運用開始された。これにより、吉林省長春市、福建省福州市、湖北省宜昌市などの商標登録出願者は今後、所在地の工商、市場監視管理部門で商標登録出願手続きを行うことができるようになる。

工商総局は昨年 9 月 1 日、「地方の工商、市場監視管理部門に商標登録出願受付を委託する暫定規定」を發布した。その後、2 回分けて 56 の商標登録出願受付窓口を設置した。今回設置した 20 ヶ所を加えて、全国の 28 省、自治区、直轄市に点在する受付窓口は 76 に達する。

「暫定規定」によると、受付窓口は指定地域内の商標登録出願の受付、費用・料金徴収、出願書類審査、商標登録証書の代理発行、検索、コンサルティングなどの業務を行う。

(出典：工商総局公式サイト 2017 年 6 月 21 日)

http://www.saic.gov.cn/xw/yw/zj/201706/t20170621_266391.html

★★★2. QBPC が 2016～2017 年度知的財産権保護優良事例を発表★★★

6 月 17 日、中国外資系投資企業協会傘下の優良ブランド保護委員会 (QBPC) が北京で、「2016～2017 年度知的財産権保護優良事例」と「知的財産権行政法執行と刑事司法との連動に関する典型的事件」を発表した。合わせて 28 事例が入選している。

刑事部門優良事例 10 件に、医薬品や食品、家庭用化学製品などの業界の重大事件が選ばれている。一方、非刑事部門優良事例 10 件は、商標権侵害、不正競争、輸出入などに係る事件が多数含まれた。また、知的財産権水際保護は重要な課題となっている。「知的財産権行政法執行と刑事司法との連動に関する典型的事件」に、4 つの事例が税関の法執行活動に関するものであった。

中国法執行当局、在中国各国大使館、商工会議所、国際組織、学術界、マスコミ、企業からの代表およそ 300 名が発表会に出席した。

(出典：中国打撃侵権工作網 2017 年 6 月 19 日)

<http://www.ipraction.gov.cn/article/xxgk/ywdt/201706/20170600142375.shtml>

★★★3. 国家版權局と英国知的財産庁、デジタル環境下の著作権保護を討議★★★

6 月 13 日、「デジタル環境下の中国英国著作権交流と保護」をテーマとしたセミナーが北京で開催された。中国国家版權局と英国知的財産庁、在中国英国大使館が共催した。

セミナーにおいて、両国の著作権管理者、専門家は、デジタル環境における著作権保護の経験を共有し、著作権制度整備、権利管理、国際協力などの課題について議論を交わした。参会者らは、クリエイティブ産業は両国の経済発展にとって非常に重要であり、政府、権利者、集団管理組織間の効果的な交流、協力により著作権者の権利を保護し、クリエイティブ産業の発展を促進すべきであるとの認識で一致した。

英国知的財産庁の責任者は中国政府の著作権保護と海賊版摘発の実績を評価し、インターネット上の著作権侵害に関する英国の摘発活動を説明した。

(出典：中国新聞出版広電網 2017 年 6 月 15 日)

http://www.chinaxwcb.com/2017-06/15/content_357079.htm

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は配信停止をした上で、新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved